

平成25年2月22日

## 海外展開総合支援協議会について（報告）

## 1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

## 2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
  - ア ビジネスサポートの在り方
  - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
  - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討

## 3 参加機関・団体等

日本弁護士連合会，海外業務研究会（注1），その他の法律事務所（注2）  
日本経済団体連合会，日本商工会議所  
法務省・法務総合研究所，外務省  
（オブザーバー）  
最高検察庁国際分野専門委員会，経済産業省  
独立行政法人日本貿易振興機構，独立行政法人中小企業基盤整備機構

（注1）構成法律事務所：アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
シティユーワ法律事務所  
TMI 総合法律事務所  
長島・大野・常松法律事務所  
西村あさひ法律事務所  
弁護士法人大江橋法律事務所  
森・濱田松本法律事務所

（注2）その他の法律事務所：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
牛島総合法律事務所

(参考) 庶務については、法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

#### 4 会議の開催状況と議事の内容

##### (1) 第1回会議（平成24年11月20日）

- ア 今後の進め方について
- イ 海外展開の実状と課題について

##### (2) 第2回会議（平成24年12月18日）

- ア 日本の弁護士の海外展開について
- イ 日本企業の海外展開にあたっての日本弁護士の活用の必要性・有用性について
- ウ 中小企業の海外展開にあたっての法的リスクについて

##### (3) 第3回会議（平成25年1月10日）

- ア 参加機関・団体等の海外での拠点及び活動について
- イ 日本弁護士の海外展開のための論点メモ（案）に対する意見について
- ウ 日本弁護士の海外展開についての意見交換

#### 5 会議における検討状況

##### (1) 日本弁護士の海外展開の意義について

ア 日本弁護士の海外展開の意義について、下記のとおり意見が述べられた。

###### (ア) 背景

- ・ 近年、日本企業の海外展開が相次ぎ、大手企業ばかりでなく、中小企業の海外展開も急激に増加。

###### (イ) 日本企業への法的助言の必要性

- ・ 政治体制、文化、慣習などが異なる海外への展開に際しては、法的リスクへの十分な配慮が必要。
- ・ 加えて、戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるためには法的助言が不可欠。

###### (ウ) 日本弁護士の海外展開による日本企業のメリット

- ・ 日本弁護士は、日本企業のニーズに対して適切かつ細やかな法的サービスを提供することが可能。
- ・ 日本弁護士の専門化、国際化により国際対応能力を持つ弁護士も増えており、日本語で日本法令・慣行との比較的見地を交えた有益な助言が可能。
- ・ 以上のメリットを、日本の法律事務所が現地国弁護士を採用し、又はこれと提携することにより、現地国内の案件への対応にも拮

大することが可能。

イ 日本弁護士の海外展開の意義について、アに述べられた意見に対して、日本弁護士の海外展開には、次のような課題や問題意識を踏まえて検討していくべきではないかとの意見が述べられた。

- ・ 現状では、日本の弁護士・法律事務所の海外展開は、日本の経済規模、日本企業の海外展開の規模に比して、極めて限定的である。
- ・ 日本企業の海外展開においては、外国の弁護士や法律事務所を必要に応じて利用する企業も少なくなく、大企業にあっては、その企業の法務部員を利用することもある。海外展開を行う日本企業にとっては、海外で必要な法律サービスの活用に当たり、現地国内の法律に通じ現地での法的問題を解決できることを重視しており、日本弁護士・法律事務所を活用するか否かは、それぞれの企業の経営戦略、必要性等によるべき。
- ・ 日本の弁護士・法律事務所が企業に利用されるためには、国際案件ならびに現地の法律案件について、諸外国、現地の弁護士・法律事務所と同等の法律サービスの提供が必要である。
- ・ 東南アジア諸国等においては、法令の新規策定が増加し、そのルール作りへの関与の可能性等法的な面で日本の法的サービスを活用すべき場面が拡大しており、日本企業の実態に即したルール策定を行うため、相手国政府への働き掛けを行う仲介者としての役割を果たすという観点について検討することが重要である。

(2) 日本弁護士の海外展開を促進するための取組について

日本弁護士の海外展開を促進するための取組として、次のような点について意見交換が行われている。

ア 海外展開を行う日本企業に対する日本の弁護士・法律事務所によるビジネスサポートを促進する観点から、日本の弁護士・法律事務所と、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）や日本商工会議所等との現地における連携強化の在り方

イ 日本弁護士・法律事務所の海外展開を促進する観点から、外国における法律サービス市場の開放・緩和の推進の在り方

ウ 国際対応能力を有する日本弁護士を育成するための方策（在外公館、ジェトロ現地事務所等でのアドバイザー業務、研修等）

エ 外交交渉・通商案件等における日本弁護士の活用の在り方

6 今後の検討について

本協議会は、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定

等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府が共同して検討を行うものであり、これまでにない試みである。

本協議会の議論は始まったばかりであり、今後、日本企業の海外展開に資するための日本の法的サービスの海外展開について、法曹養成課程における取組も視野に入れつつ、前記5(2)記載の点の具体的な検討等を通じ、具体的な課題やこれを解決する方策の検討を更に進めていくことが予定されている。